

大通達甲（生）第8号
大通達甲（刑）第6号
令和5年3月31日

| | |
|----------|--------|
| 簿冊名 | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年 |
| 電子供覧対象文書 | |

本部各課・所・隊長 殿
各警察署長

警察本部長

人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（通達）

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）に適切に対処するための体制については、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」（令和元年7月1日付け大通達甲（生）第12号、（刑）第12号）により確立しているところであるが、この度、警察署における当番制度の運用開始に伴い、令和5年4月1日から下記のとおり実施することとしたので、人身安全関連事案への対応に遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 人身安全関連事案への対処体制確立の趣旨

人身安全関連事案については、認知した段階では、被害者及びその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事案が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、事案に応じて被害者等の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要である。よって、これに適切に対処できる体制を確立することとしたものである。

2 警察本部における対処体制

(1) 本部統括責任者

- ア 警察本部に本部統括責任者を置き、生活安全部人身安全・少年課長をもって充てる。
- イ 本部統括責任者は、必要に応じて生活安全部総括参事官に連絡するなどし、人身安全関連事案への対処を統括する。

(2) 本部対処責任者

- ア 警察本部に本部対処責任者を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - (イ) 生活安全部人身安全・少年課の警部の階級にある警察官
 - (ロ) 生活安全部サイバー犯罪対策課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課及び刑事部組織犯罪対策課（以下「人身安全関連事案対処関係課」という。）の警部の階級にある警察官のうち生活安全部人身安全・少年課の人身安全関連事案対処に係る職

を兼務する者

イ 本部対処責任者は、事案対処の具体的な調整を行うとともに、被害者等の保護対策、被疑者の検挙対策等の事案対処に当たり、警察署の警察官に対する指導及び支援を行う。

(3) 本部対処要員

ア 警察本部に本部対処要員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 生活安全部人身安全・少年課の警部補以下の階級にある警察官

(イ) 人身安全関連事案対処関係課の警部補以下の階級にある警察官のうち生活安全部人身安全・少年課に併任されている者

イ 本部対処要員は、本部対処責任者等の指揮を受け、被害者等の保護対策、被疑者の検挙対策等の事案対処に当たり、警察署の警察官に対する指導及び支援を行う。

3 警察署における対処体制

(1) 署統括責任者

ア 警察署に署統括責任者を置き、刑事官（刑事官を置かない警察署にあつては、副署長）をもって充てる。

イ 署統括責任者は、警察署長の指揮を受け、人身安全関連事案への対処を統括する。

(2) 署対処責任者

ア 警察署に対処責任者を置き、生活安全課長及び刑事課長（大分中央警察署にあつては、刑事第一課長）（生活安全刑事課長を含む。）をもって充てる。

イ 署対処責任者は、緊密に連携し、署統括責任者等の指揮を受け、事案対処の具体的な調整を行うとともに、被害者等の保護対策、被疑者の検挙対策等の事案対処に当たる。

(3) 署対処副責任者

ア 警察署に署副対処責任者を置き、人身安全関連事案を担当する生活安全係長及び強行犯を担当する係長をもって充てる。

イ 署対処副責任者は、署対処責任者を補佐し、署対処要員を指揮して被害者等の保護対策、被疑者の検挙対策等の事案対処に当たる。

(4) 署対処要員

ア 警察署に署対処要員を置き、生活安全課員及び刑事課員（生活安全刑事課員を含む。以下同じ。）の中から警察署長が指定するものをもって充てる。

イ 署対処要員は、署対処責任者等の指揮を受け、被害者等の保護対策、被疑者の検挙対策等の事案対処に当たる。

4 人身安全関連事案への対応

(1) 事案認知時の対応

警察本部において的確に事案を把握するため、人身安全関連事案の全てについて、事案を認知した段階で、警察署長に速報するとともに、並行して、生活安全部人身安全・少年課長に速報すること。

報告を受けた警察署長は、生活安全部人身安全・少年課長からの指導・助言を得つつ

対処方針等を決定すること。

また、事案の関係箇所が複数の都道府県にわたる場合は、関係都道府県と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

(2) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させること。ただし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等身辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときは、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

このため、平素から管内の関係機関等と連携できる体制を構築しておくこと。

(3) 行為者への措置

人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(4) 事案認知時における危険性等の見極め

人身安全関連事案に係る相談への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるとき等には、生活安全課員及び刑事課員が共同で聴取を行うこと。

5 留意事項

(1) 署対処要員の人数

署対処要員については、警察署の規模に応じて適当な人数を指定することとするが、生活安全課と刑事課を総合した体制とすること。

なお、事案の性質上、女性警察官の指定についても配慮すること。

(2) 警察署における執務時間外の体制

警察署における執務時間外の初期対応に万全を期するため、当番ごとに署対処要員を指定すること。

(人身安全・少年課人身安全対策第一係)
(サイバー犯罪対策課サイバー犯罪特別捜査班)
(刑 事 企 画 課 指 導 係)
(捜 査 第 一 課 強 行 犯 係)
(組織犯罪対策課組織犯罪特別捜査班)